

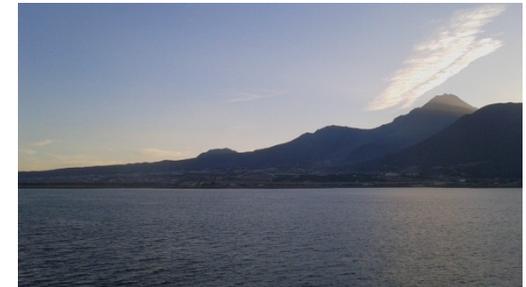
雲仙岳と文化財

●文化財としての雲仙岳

島原半島内には数多くの文化財が存在していますが、雲仙岳を対象とした国指定文化財に限定すれば、特別名勝として「温泉岳」天然記念物として「地獄地帯シロドウダン群落」「野岳イヌツゲ群落」「普賢岳紅葉樹林」「原生沼沼野植物群落」「池の原ミヤマキリシマ群落」「平成新山」が指定されています。このうち、特別名勝（風致景観がすぐれ我が国にとって芸術上または観賞上の価値が特に高いもの）に指定されている山岳は、実は全国でも富士山と雲仙岳（温泉岳）のみです。

富士山と雲仙岳の共通点

- ・周辺の4以上の県から立派な山体全体を鑑賞できる。
- ・霊峰として古くから崇拜され、山麓地域を越えて広い地域の方々の精神的支柱となってきた。
- ・有史以降も活発な噴火活動を繰り返してきている。
（これら全てを満たす火山は国内でもまれ）



江戸時代の世界的な浮世絵師・葛飾北斎は、富士山に魅了され、当時の風物や人々の営みを交えて富士山を様々な方角から描いた作品集「富嶽三十六景」や「富嶽百景」を発表しました。この「富嶽百景」になぞらえ、「島原半島の魅力～雲仙岳百景～フォトコンテスト」（平成26年度、国立公園「雲仙」指定80周年及び島原半島世界ジオパーク認定5周年記念事業実行委員会）を実施したところ、長崎県内はもちろん、佐賀県、福岡県、熊本県、鹿児島県からも眺望写真の応募があり、「西九州のランドマーク」であることが確認できました。（※本冊子内でも作品を一部掲載）

雲仙岳のこのような県を越えた奥深い魅力にいち早く気づき、80年前に情報発信されたのが、長崎県選出の衆議院議員：橋本喜造氏でした。氏は、国立公園指定を機に執筆した「国立公園 雲仙大観」の中で、江戸時代以降の雲仙岳を題材にした漢詩や歌、絵画等を幅広く収録・紹介した上で、雲仙岳が遠景・近景の両面で優れ、東西南北に異なる表情を見せ、佐賀県（佐賀城）、福岡県（高良山）、熊本県（阿蘇、八代の日奈久温泉、天草諸島など）から眺望できることを紹介しました。国立公園の指定関係者が編纂した「日本の国立公園」（昭和9年発行）は、雲仙岳を「西九州に於ける水陸遊覧系統のセンター」であると記していますが、その趣旨を深く理解し、美辞麗句を尽くして雲仙岳の「富士山に負けない魅力」を力説された氏の文章には、現代にも通用する幅広い視野と先見性があったと言えるでしょう。



国立公園指定を機に建設され、氏が経営を任された雲仙観光ホテル（国の登録有形文化財）